

高畠町瓜割石庭公園における無人航空機の飛行に関する取扱基準を次のように定める。

令和8年6月1日

高畠町長 高梨 忠博

高畠町瓜割石庭公園における無人航空機の飛行に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、瓜割石庭公園における無人航空機の安全な飛行及び来園者の安全確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「無人航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。

(飛行届出)

第3条 公園内において無人航空機を飛行させようとする者は、飛行を行おうとする日の7日前までに、無人航空機飛行届出書（別記様式）を町長へ提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(飛行前確認)

第4条 飛行者は、飛行前に機体及び操縦装置の点検を実施し、安全な飛行が可能な状態であることを確認しなければならない。

2 異常警告、エラー表示その他安全上支障がある場合は、飛行を行ってはならない。

(安全確保)

第5条 飛行者は、瓜割石庭公園の地形、景観及び周辺環境を十分理解し、安全を最優先として飛行を行わなければならない。

2 石壁、高低差、風況その他の地形的特性に十分配慮し、危険が予想される場合は飛行を行ってはならない。

(遵守事項)

第6条 飛行者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 航空法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 来園者上空を飛行しないこと。
- (3) イベント開催時又は混雑時は飛行しないこと。
- (4) 強風、悪天候時は飛行しないこと。

- (5) 第三者賠償責任保険に加入するよう努めること。
- (6) 来園者の肖像権及びプライバシーに配慮すること。
- (7) 事故等が発生した場合は、直ちに飛行を中止し、町へ報告すること。
- (8) 町長又は職員の指示に従うこと。

(飛行停止等)

第7条 町長又は職員は、安全管理上必要があると認める場合は、飛行の中止、飛行方法の変更その他必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 飛行者は、無人航空機の飛行により町又は第三者へ損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

無人航空機飛行届出書

年 月 日

高畠町長 殿

申請者

住 所

氏 名

連絡先

瓜割石庭公園において無人航空機を飛行させたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 飛行目的

☐空撮 ☐報道取材 ☐観光PR ☐測量 ☐イベント撮影 ☐趣味
☐その他（ ）

2 飛行日時

年 月 日 時頃

3 飛行場所 瓜割石庭公園内

4 飛行経路 ※別紙添付可

5 使用機体

機体名

重量

製造番号

6 操縦者

7 国土交通省許可等

☐必要なし

☐許可・承認済（写し添付）

8 第三者賠償責任保険

☐加入しています

保険会社名（任意記載）

9 添付書類

- ☐ 飛行経路図
☐ 機体概要資料
☐ 国土交通省許可書写し
☐ その他 ()

【飛行前安全確認】

下記事項を読み、チェックしてください。また、飛行前に必ず確認ください。

- ☐ 飛行前に機体及び操縦装置の点検を実施します。
- ☐ 異常警告、エラー表示等がある場合は飛行を行いません。
- ☐ バッテリー残量及び通信状態を確認します。
- ☐ 飛行に必要な GPS 受信状況等を確認します。
- ☐ 初めて飛行する場所である場合は、周辺環境及び飛行経路を確認します。

【確認事項】

下記事項を読みチェックしてください。

- ☐ 航空法その他関係法令を遵守します。
- ☐ 来園者上空の飛行は行いません。
- ☐ 来園者の安全確保を最優先とします。
- ☐ イベント開催時又は混雑時は飛行しません。
- ☐ 強風・悪天候時は飛行を中止します。
- ☐ 来園者の肖像権及びプライバシーに配慮します。
- ☐ 公園施設及び石壁等を損傷しません。
- ☐ 瓜割石庭公園は地形上、無人航空機の操縦に高度な注意を要する場所であることを理解し、安全を最優先として飛行します。
- ☐ 事故等が発生した場合は、直ちに飛行を中止し、町へ報告し、責任を持って対応します。
- ☐ 町職員の指示に従います。

【誓約欄】

上記飛行前安全確認及び確認事項を確認のうえ、遵守することを誓約します。

氏名

備考

- 1 飛行しようとする日の7日前までに提出してください。
- 2 町は必要に応じて飛行中止等を指示する場合があります。